

## 「粕屋町健康増進計画」(案) に対するパブリックコメント実施結果について

標記につきまして、次のとおり公表いたします。

### 1. 意見募集期間

平成 31 年 2 月 15 日 (金) ～平成 31 年 3 月 15 日 (金)

### 2. 公開場所

粕屋町ホームページ

粕屋町役場 (町政情報コーナー)、 粕屋町健康センター (健康づくり課)

粕屋フォーラム、粕屋町総合体育館 (かすやドーム)、かすやこども館

### 3. 意見提出数 (方法)

2 人 (持参・FAX)

### 4. 意見の概要と町の考え

該当ページ	意見の概要	町の考え
31 ページ 8 行目	減塩についての知識がないと課題 (P31,8 行目) のようになる。味の濃いもの (塩だけでなく他の調味料も) に対する姿勢を町全体で考える必要があるのではと考える。小さい頃からの食育について学ぶ場を設けてほしい。	今回策定した健康増進計画 (第 2 期後期) は、食育推進計画としての側面もあるが、後期計画であるため従来の事業を踏襲する形を取っています。 食育については、P 33 の町の取組のライフステージに応じた食育指導に「30、40 代の子育て世代に対し、生活習慣の改善について減塩だけでなく、欠食や食事のバランス等も含め啓発していきます。」と加筆します。
38 ページ	禁煙に関して、役場庁舎の喫煙場所が多すぎるのではと感じている。まず、町自身から改めてほしい。	平成 31 年 2 月に改正された健康増進法では、受動喫煙対策が強化され、望まない受動喫煙が生じないよう喫煙場所や煙の排出先について措置を講じることとなっています。
40 ページ 31 行目	図書館では、遊歩道とブックポストの間あたりに喫煙場所が設けられているため、子供達が受動喫煙する環境にあり、健康上も禁煙教育上も良くない状態です。「具体的な町の取組」の「公共施設での禁煙を徹底します。」は、「公共施設敷地内での禁煙を徹底します。」にすると、	行政機関の庁舎は第 1 種施設で敷地内では、特定屋外喫煙場所を除き、禁煙となっています。P 40 の具体的な取組で「公共施設での

	今後の取組が明確になると思う。	禁煙を徹底します」を「公共施設の敷地内での受動喫煙対策を徹底します」に修正します。今後も望まない受動喫煙が生じないように担当課とも連携し、公共施設での受動喫煙対策の推進に努めます。
--	-----------------	--